

■議案第72号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

本議案については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正(平成29年法律第14号)がされ、その一部が本年10月1日から施行されたことに伴い、改正後の法律との整合性を図るため等により、条例改正を行うものです。

【改正内容】

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正の内容に基づく改正を行うものです。

また、運用の予定がなく条例としていない規定について、今後運用すべき状況が発生した場合に対応するため、今回の改正に合わせて改正します。

- ・ 非常勤職員の育児休業の規定を改正法に基づき改正します。
特別な事情がある際の育児休業期間を「1歳6か月到達日」から「2歳到達日」までに改正 等
- ・ 育児短時間勤務に関する規定等を追加します。
運用の予定がないため、これまで規定していなかった規定
- ・ その他(条ずれ等)

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 等